

改 正 案	現 行
附 則 第三十五条 商法第三編ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス	附 則 第三十五条 商法第四編ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶ニ付テハ此限ニ在ラス

改正案

現行

第三十条ノ二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）ニ依リ担保付社債ノ総額ヲ数回二分チ発行スル場合ニ於ケル抵当權設定ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ次ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス 一・二 （略） 三 担保付社債ノ総額 四 担保付社債ノ総額ヲ数回二分チ発行スル旨ノ表示 五 担保付社債ノ利率ノ最高限度 担保付社債信託法第百十九条ノ二ノ規定ハ前項ニ規定スル担保付社債ノ各回ノ発行アリタル場合ノ登録ニ関シ之ヲ準用ス 第八十七条 管理人ハ毎事業年度ノ終ニ於テ鉄道財団ノ収入ヨリ順次ニ管理ノ費用、管理人ノ報酬及租税其ノ他ノ公課ヲ控除シ其ノ残額ヲ抵当權者ニ交付スヘシ 第八十八条 管理人ハ毎事業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当權者、国土交通大臣及裁判所ニ計算書ヲ差出スベシ （略）	第三十条ノ二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）ニ依リ担保付社債ノ総額ヲ数回二分チ発行スル場合ニ於ケル抵当權設定ノ登録ハ鉄道抵当原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス 一・二 （略） 三 担保付社債ノ総額 四 担保付社債ノ総額ヲ数回二分チ発行スル旨ノ表示 五 担保付社債ノ利率ノ最高限度 担保付社債信託法第百十九条ノ二ノ規定ハ前項ニ規定スル担保付社債ノ各回ノ発行アリタル場合ノ登録ニ関シ之ヲ準用ス 第八十七条 管理人ハ毎事業年度ノ終ニ於テ鉄道財団ノ収入ヨリ順次ニ管理ノ費用、管理人ノ報酬及租税其ノ他ノ公課ヲ控除シ其ノ残額ヲ抵当權者ニ交付スヘシ 第八十八条 管理人ハ毎事業年度及其ノ業務施行ノ終了後債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当權者、国土交通大臣及裁判所ニ計算書ヲ差出スベシ （略）
--	--

改 正 案

現 行

（登録の要件等）

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、国土交通省令で定める。

（登録の要件等）
第二十五条の四十七 （同上）

一・二（略）

三 登録申請者が、船舶又は第二十一条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

一・二（略）
三（同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における会社法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者が株式会社（持分会社）（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。

（を）を行おうとする者である場合にあつては、外国における会社法の親法人に相当するものを含む。）であること。

（を）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社）（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社）にあつては、業務執行権を有する社員に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

八（略）

八（略）

2・3（略）

2・3（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十五条の五十三 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十五条の五十八第二項第四号及び第二十五条の六十六において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第二十五条の五十三 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十五条の五十八第二項第四号及び第二十五条の六十六において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2（略）

2（略）

改正案

現行

第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、会社法（平成十七年法律第 号）第六百七十六条ニ規定スル募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ヲ引受クル者ノ募集、合併、分割及解散ノ決議ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ノ募集、合併、分割及解散ノ決議ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第七条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ陸上交通事業ヲ経営スル会社ノ株主若ハ債権者ト為リ又ハ其ノ会社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道庁長官、府県知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ会社法ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ会社ノ取締役、執行役又ハ監査役タラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第七十七条及第七十八条又ハ町村制第六十五条及第六十六条若ハ之ヲ準用スル北海道一級町村制第一条ノ規定ヲ適用セズ

第七条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ陸上交通事業ヲ経営スル会社ノ株主若ハ債権者ト為リ又ハ其ノ会社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道庁長官、府県知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ商法（明治三十二年法律第四十八号）又ハ株式会社ノ監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ会社ノ取締役、執行役又ハ監査役タラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第七十七条及第七十八条又ハ町村制第六十五条及第六十六条若ハ之ヲ準用スル北海道一級町村制第一条ノ規定ヲ適用セズ

（略）

（略）

改 正 案

第六条 前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

三六（略）

2（略）

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一・二（略）

三 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五九（略）

十 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十一 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定に

現 行

第六条（同上）

一（略）

二 直前三年の各営業年度における工事施工金額を記載した書面

三六（略）

2（略）

第八条（同上）

一・二（略）

三 第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

四 前号に規定する期間内に第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五九（略）

十 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十一 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定に

より許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

（変更等の届出）

第十一条（略）

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

4・5（略）

（登録の要件等）

第二十六条の六 国土交通大臣は、第二十六条の四の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二（略）

三 建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の四の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁

より許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

（変更等の届出）

第十一条（略）

2 許可に係る建設業者は、毎営業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎営業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3 許可に係る建設業者は、第六条第一項第三号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎営業年度経過後四月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

4・5（略）

（登録の要件等）

第二十六条の六（同上）

一・二（略）

三（同上）

イ 第二十六条の四の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条第二項の親会社をいう。第二十七條の三十一第二項第一号において同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作

的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。	成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
2 (略)	2 (略)
(登録)	(登録)
第二十七条の三十一 (略)	第二十七条の三十一 (略)
2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が、電子計算機（入出力装置を含む。）及び経営状況分析に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならぬこととされる建設業者（以下この項において単に「建設業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。	一 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社であること。
一 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人であること。	二 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
二 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。	二 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
三 (略)	三 (略)
3 (略)	3 (略)

改正案

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十一条の十二 登録養成施設設置者（国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の申請）

第五十五条の二 前条第一項の規定により登録を受けようとする者（前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一・二（略）

三 法人である場合においては、その資本金又は出資の額及び役員 の氏名

四（略）

五 主として請け負う測量の種類及び測量業以外の営業又は事業を行つている場合においては、当該営業又は事業の種類

現行

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十一条の十二 登録養成施設設置者（国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の申請）

第五十五条の二 前条第一項の規定により登録を受けようとする者（前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一・二（略）

三 法人である場合においては、その資本又は出資の額及び役員 の氏名

四（略）

五 主として請け負う測量の種類及び測量業以外の営業を行なつている場合においては、当該営業の種類

改 正 案	現 行
（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに<u>営業報告書又は事業報告書</u>（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）

改正案

現行

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第九十六条の十 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

第九十六条の十 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2
（略）

2
（略）

改正案	現行
（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第十四条の十一 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第十四条の十一 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに<u>営業報告書又は事業報告書</u>（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）

改 正 案	現 行
（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第四十一条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第四十一条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに<u>営業報告書又は事業報告書</u>（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）

改正案

現行

（承継）
第十四条 登録ホテル業を営む者がその営業又は事業の全部を譲渡し、又は賃貸したときは、譲受人又は賃借人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

（承継）
第十四条 登録ホテル業を営む者がその営業の全部を譲渡し、又は賃貸したときは、譲受人又は賃借人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

2 （略）
3 登録ホテル業を営む者について相続、合併又は分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

2 （略）
3 登録ホテル業を営む者について相続、合併又は分割（その営業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその営業の全部を承継した法人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

4・5 （略）

4・5 （略）

（経営の委任等の届出）

（経営の委任等の届出）

第十五条 登録ホテル業を営む者は、その営業若しくは事業の全部若しくは一部の経営を委任し、又はその営業若しくは事業の一部を譲渡し、賃貸し、若しくは分割により承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

第十五条 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部若しくは一部の経営を委任し、又はその営業の一部を譲渡し、賃貸し、若しくは分割により承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

2・3 （略）

2・3 （略）

（登録実施機関の登録の要件等）

（登録実施機関の登録の要件等）

第二十条 国土交通大臣は、前条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

第二十条 （同上）

一 （略）

一 （略）

二 登録申請者が、第三条又は第十八条第一項の規定によりホテル又は旅館の登録を受けることができることとされるホテル業又は旅館業を営む者（以下この号及び第二十九条第二項において「ホテル業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、ホテル業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ホテル業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占めるホテル業者等の役員又は職員（過

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占めるホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員

去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 八（略） 2・3（略）	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第二十九条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2（略）
であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 八（略） 2・3（略）	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第二十九条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに<u>営業報告書又は事業報告書</u>（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2（略）

改正案	現行
(債券の発行) 第二十七条の三 (略) 2 } 7 (略) 8 前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者については、<u>会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定を準用する。</u> 9 (略)	(債券の発行) 第二十七条の三 (略) 2 } 7 (略) 8 前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者については、<u>商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定を準用する。</u> 9 (略)

改 正 案	現 行
（民法等の準用） 第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十四条、第五十七條、第六十八條第一項、第七十二条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三條の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第三十九條までの規定は、港務局に準用する。	（民法等の準用） 第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十四条、第五十七條、第六十八條第一項、第七十二条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三條の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十七條及び第三十七條ノ二の規定は、港務局に準用する。

改正案

現行

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の八 登録海技免許講習実施機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の要件等）

第二十三条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し必要な手続は、国土交通省令で定める。

一（略）

二 前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2・3（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の八 登録海技免許講習実施機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2（略）

（登録の要件等）

第二十三条の二十六（同上）

一（略）

二（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百十一条第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2・3（略）

改正案	現行
（委員の除斥） 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。 一・二（略） 三 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該株式会社の取締役、執行役及び監査役、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員及び業務を執行する有限責任社員、当該合同会社の業務を執行する社員その他当該法人の理事、監事その他これらに準ずる職務権限を有する者 2 （略）	（委員の除斥） 第六十一条 （同上） 一・二（略） 三 合名会社、合資会社、株式会社、有限会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式会社及び当該有限会社の取締役、執行役及び監査役その他当該法人の理事、監事その他これらに準ずる職務権限を有する者 2 （略）

改 正 案

現 行

（登録の要件等） 第三十二条の四 気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 一・二 （略） 三 登録申請者が、第九条に規定する気象測器の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第三十二条の十第二項において「気象測器製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、気象測器製造業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める気象測器製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ （略） 二・三 （略） （財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十二条の十 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）	（登録の要件等） 第三十二条の四 （同上） 一・二 （略） 三 （同上） イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、気象測器製造業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める気象測器製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ （略） 二・三 （略） （財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十二条の十 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 （略）
--	--

改 正 案

現 行

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十一 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第八十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（取引一任代理等に係る特例）

第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるとともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと（以下「取引一任代理等」という。）について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。

一 （略）

二 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又はロに定める者と締結する当該業務の委託に関する契約

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十三条 同法第二条第三項に規定する特定目的会社

ロ 資産の流動化に関する法律第二百八十四条第二項 同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等

2 （略）

（指定）

第五十一条 （略）

2 指定を受けようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十一 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第八十五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（取引一任代理等に係る特例）

第五十条の二 （同上）

一 （略）

二 （同上）

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四百四十七条 同法第二条第三項に規定する特定目的会社

ロ 資産の流動化に関する法律第二百二十三条第二項 同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等

2 （略）

（指定）

第五十一条 （略）

2 指定を受けようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 資本金の額 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四 (略) 4 (略) (指定の基準) 第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。 一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でないこと。 二 七 (略)	四 資本の額 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四 (略) 4 (略) (指定の基準) 第五十二条 (同上) 一 資本の額が五千万円以上の株式会社でないこと。 二 七 (略)
--	---

改正案	現行
（登録の申請） 第四条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一・二（略） 三 資本の額 四 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）（以下「役員」という。）の氏名 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二（略） 三 収支の見積りその他国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書 3 （略） （登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行った後、その登録を拒否しなければならない。 一 資本の額が三千万円以上の株式会社でないこと。 二・五（略） 2・5 （略）	（登録の申請） 第四条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一・二（略） 三 資本の額 四 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）（以下「役員」という。）の氏名 2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二（略） 三 収支の見積りその他国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書 3 （略） （登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号の一に該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行った後、その登録を拒否しなければならない。 一 資本の額が三千万円以上の株式会社でないこと。 二・五（略） 2・5 （略）

改正案

現行

（補助）

第八条 政府は、第三条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道の運輸が開始されたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道の事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

2 政府は、第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の当該改良が完了したときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該改良によつて増加した事業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

3 8 （略）

（損益計算書等の提出）

第十条 前条の規定により補助金の交付申請書を提出した鉄道事業者は、毎事業年度終了後三箇月以内に、国土交通省令の定めるところにより、当該鉄道に関する損益計算書その他の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付の停止）

第十三条 国土交通大臣は、第八条第一項又は第二項の規定による補助を受けるため第九条の補助金の交付申請書を提出した鉄道事業者の当該鉄道につき、その事業用固定資産の価額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる益金を生じたときは、補助金を交付することができない。

（利益金の納付）

第十五条 第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者は、当該鉄道につき、その事業用固定資産の価額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超える益金を生じたときは、その超過額の二分の一に相当する金額を、当該益金を生じた事業年度末からさかのぼり十年以内に交付を受けた補助金の総額（前条の規定により補助金を返還したときは、当該返還額を控除した残額）に達するまで、国庫に納付しなければならない。

（配当の許可）

第十五条の二 第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者は、政令で定める割合以上の剰余金の配当をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

（補助）

第八条 政府は、第三条第一項第一号に該当するものとして同条の規定により認定を受けた鉄道の運輸が開始されたときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該鉄道の営業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

2 政府は、第三条の規定により改良計画の承認を受けた鉄道の当該改良が完了したときは、当該鉄道事業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該改良によつて増加した営業用固定資産の価額の六分に相当する金額を限度として補助することができる。

3 8 （略）

（損益計算書等の提出）

第十条 前条の規定により補助金の交付申請書を提出した鉄道事業者は、毎営業年度終了後三箇月以内に、国土交通省令の定めるところにより、当該鉄道に関する損益計算書その他の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付の停止）

第十三条 国土交通大臣は、第八条第一項又は第二項の規定による補助を受けるため第九条の補助金の交付申請書を提出した鉄道事業者の当該鉄道につき、その営業用固定資産の価額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる益金を生じたときは、補助金を交付することができない。

（利益金の納付）

第十五条 第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者は、当該鉄道につき、その営業用固定資産の価額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超える益金を生じたときは、その超過額の二分の一に相当する金額を、当該益金を生じた営業年度末からさかのぼり十年以内に交付を受けた補助金の総額（前条の規定により補助金を返還したときは、当該返還額を控除した残額）に達するまで、国庫に納付しなければならない。

（配当の許可）

第十五条の二 第八条の規定により補助を受けた鉄道事業者は、政令で定める割合以上の利益の配当をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 当該事業年度末からさかのぼり五年以内に補助金の交付を受けていないとき。 二 第十四条の規定により、当該事業年度末からさかのぼり五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。 三 (略) (省令への委任) 第二十四条 第八条第一項及び第二項、第十三条並びに第十五条の事業用固定資産の価額、第八条第三項の欠損金の額並びに第十三条及び第十五条の益金の算定方法、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、国土交通省令で定める。	一 当該営業年度末からさかのぼり五年以内に補助金の交付を受けていないとき。 二 第十四条の規定により、当該営業年度末からさかのぼり五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。 三 (略) (省令への委任) 第二十四条 第八条第一項及び第二項、第十三条並びに第十五条の営業用固定資産の価額、第八条第三項の欠損金の額並びに第十三条及び第十五条の益金の算定方法、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、国土交通省令で定める。
--	--

改正案

現行

（土地区画整理事業の施行）

第三条（略）

2（略）

3 宅地について所有権又は借地権を有する者を株主とする株式会社で次に掲げる要件のすべてに該当するものは、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

一（略）

二 公開会社（会社法（平成十七年法律第 号）第一条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有する借地権の目的となつてその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてその区域内の宅地の地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、前段に規定する者が宅地の共有者又は共同借地権者であるときは、当該宅地又は借地権の目的となつてその宅地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地権の目的となつてその宅地について当該者が有する宅地又は借地権の目的となつてその宅地の地積とみなす。

4・5（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第五十一条 民法第七十三条（清算人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務権限等）及び第八十二条（裁判所による監督）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算人に関する事件等）の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「土地区画整理法第四十六条」と読み替えるものとする。

（土地区画整理事業の施行）

第三条（略）

2（略）

3 宅地について所有権又は借地権を有する者を株主又は社員とする株式会社又は有限会社で次に掲げる要件のすべてに該当するものは、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

一（略）

二 株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつては総株主の、有限会社にあつては総社員の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有する借地権の目的となつてその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてその区域内の宅地の地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、前段に規定する者が宅地の共有者又は共同借地権者であるときは、当該宅地又は借地権の目的となつてその宅地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地権の目的となつてその宅地について当該者が有する宅地又は借地権の目的となつてその宅地の地積とみなす。

4・5（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十一条 民法第七十三条（清算人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十八条から第八十条まで（清算人の職務権限等）及び第八十二条（裁判所による監督）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（裁判所の監督上の調査等）、第百三十六條（清算事件の管轄）、第百三十七條（清算人の選任及び解任の裁判）及び第百三十八條（清算人不適格者）の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「土地区画整理法第四十六条」と読み替えるものとする。

2	組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
3	都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
	(新設)
	(新設)
	(施行の認可の基準等)
	第五十一条の九 都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならぬ。
	一 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。
	二 五 (略)
2	5 (略)
	(新設)
	(施行の認可の基準等)
	第五十一条の九 (同上)
	一 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。
	二 五 (略)
2	5 (略)

改 正 案		現 行	
（長期借入金及び奄美群島振興開発債券） 第二十条 （略） 2 } 5 （略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）		（長期借入金及び奄美群島振興開発債券） 第二十条 （略） 2 } 5 （略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）	

改正案	現行
（長期借入金及び空港周辺整備債券） 第三十条（略） 2）5（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）	（長期借入金及び空港周辺整備債券） 第三十条（略） 2）5（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）

改正案	現行
（借入金及び下水道債券） 第三十四条（略） 2）6（略） 7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 8（略）	（借入金及び下水道債券） 第三十四条（略） 2）6（略） 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 8（略）

改正案	現行
（公団の権利及び義務の承継等） 第二条（略） 2 } 8 （略） 9 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、旧公団法第四十一条第四項の規定により公団が運輸大臣の認可を受けて京浜債券又は阪神債券の発行に関する事務を委託した銀行又は信託会社について準用する。 10 } 13 （略）	（公団の権利及び義務の承継等） 第二条（略） 2 } 8 （略） 9 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、旧公団法第四十一条第四項の規定により公団が運輸大臣の認可を受けて京浜債券又は阪神債券の発行に関する事務を委託した銀行又は信託会社について準用する。 10 } 13 （略）

改正案		現行	
（借入金及び債券） 第八条（略） 2）7（略）	8 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。	（借入金及び債券） 第八条（略） 2）7（略）	8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
9（略）		9（略）	

改 正 案	現 行
（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券） 第十九条 （略） 2 } 5 （略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）	（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券） 第十九条 （略） 2 } 5 （略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7 （略）

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	
改 正 案	現 行
（長期借入金及び水資源債券） 第三十二条（略） 2）5（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）	（長期借入金及び水資源債券） 第三十二条（略） 2）5（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略）

改正案	現行
（長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券） 第二十二条（略） 2）6（略） 7 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 8（略）	（長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券） 第二十二条（略） 2）6（略） 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 8（略）

改 正 案

現 行

（保険価額、保険事故及び保険金額）

（保険価額、保険事故及び保険金額）

第五条 保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期（給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時）における債務の不履行による貸付金の回収未済（給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第三十三条の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第四十一条の規定による更生手続開始の決定若しくは会社法（平成十七年法律第 号）第五百十条の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の九十（公庫が承認した貸付けに係る保険関係（以下「特定保険関係」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た金額を保険金額とする。

2
（略）

第五条 保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期（給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時）における債務の不履行による貸付金の回収未済（給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第三十三条の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第四十一条の規定による更生手続開始の決定若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の九十（公庫が承認した貸付けに係る保険関係（以下「特定保険関係」という。）にあつては、百分の百）を乗じて得た金額を保険金額とする。

2
（略）

改正案	現行
（商法の適用） 第二十三条 責任保険の契約については、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、商法第二編第十章第一節第一款の規定による。 （責任保険及び責任共済の契約の締結義務） 第二十四条 （略） 2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。 一 農業協同組合法第十条第十九項ただし書の規定に違反することとなる場合 二・三 （略）	（商法の適用） 第二十三条 責任保険の契約については、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、商法第三編第十章第一節第一款の規定による。 （責任保険及び責任共済の契約の締結義務） 第二十四条 （略） 2 組合は、次の各号に掲げる場合及び政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任共済の契約の締結を拒絶してはならない。 一 農業協同組合法第十条第二十項ただし書の規定に違反することとなる場合 二・三 （略）

改 正 案

現 行

（創立総会）

第二十七条（略）

2）5（略）

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（会社法等の準用）

第三十条 創立総会については、第二十一条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法（平成十七年法律第 号）第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）及び第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を、海運組合の設立の無効の訴えについては、同法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。

（海運組合と役員との関係）

第三十二条の二 海運組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十三条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（忠実義務）

第三十三条の三 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、海運組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

（創立総会）

第二十七条（略）

2）5（略）

（新設）

（新設）

（商法等の準用）

第三十条 設立については、第二十一条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百五十二条まで及び第四百二十八条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合には、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「内航海運組合法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セス」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(理事会) 第三十四条 (略) 2・3 (略) 4 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 5 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第二項の理事の数に算入しない。 6 理事会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。 7 理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条(監査役に係る部分を除く。)の規定を準用する。 (代表理事) 第三十四条の二 理事会は、理事の中から海運組合を代表する理事(以下この条において「代表理事」という。)を選定しなければならない。 2 代表理事は、海運組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 3 代表理事については、第三十三条の二、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。 (海運組合との取引等の制限) 第三十四条の三 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために海運組合と取引をしようとするとき。 二 海運組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において海運組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 2 民法第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。 3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 (理事の責任) 第三十五条 (略) 2 (略) 3 第二項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 4 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成し	(理事会) 第三十四条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (理事の責任) 第三十五条 (略) 2 (略) 3 前二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項及び第三項の規定を、第一項の理事の責任については、同条第五項の規定を準用する。 (新設)
--	---

たものと推定する。

5| 第一項の理事の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

(会社法等の準用)

第四十一条 理事及び監事については、会社法第四百三十条及び第七編第二章第一節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第一号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を、理事については、同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を、監事については、同法第三百八十九條第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十條中「役員等が」とあるのは、「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは、「監事も」と、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「国土交通省令」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第二百二十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）」、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）」、第四百六十四條第一項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「内航海運組合法第三十五條第五項」と読み替えるものとする。

(総会招集の決定)

第四十四条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

(延期又は続行の決議)

第四十九条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十五条の規定は、適用しない。

(議事録)

第四十九条の三 総会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(会社法の準用)

(新設)

(商法等の準用)

第四十一条 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項、第二百五十八條第一項及び第二百六十七條（第二項を除く。）から第二百六十八條ノ三までの規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九號）第五十五條、商法第二百五十四條ノ三、第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十五條及び第二百七十二條並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二號）第二十四條第一項及び第二項の規定を、監事については、商法第二百七十八條並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項（第一号を除く。）及び第三項の規定を、理事会については、商法第二百五十九條（第三項を除く。）から第二百五十九條ノ三まで（監査役に係る部分を除く。）、第二百六十條ノ二第二項及び第三項並びに第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十條ノ二第二項中「前項」とあるのは、「理事会」と、同法第三項中「第一項」とあるのは、「内航海運組合法第三十四條第二項」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又八記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項第一号中「資料が書面で作られているときは、その書面の」とあるのは「資料の書面による」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(商法の準用)

第五十条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）

（第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。）

（合併の時期）

第五十四条の二 海運組合の合併は、合併後存続する海運組合又は合併により設立する海運組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

（合併の効果）

第五十四条の三 合併後存続する海運組合又は合併により設立する海運組合は、合併により消滅する海運組合の権利義務を承継する。

（合併の無効の訴え）

第五十四条の四 海運組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。）

（会社法等の準用）

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（第四百七十六号、第四百七十八号第一項、第二項及び第四項、第四百七十九号第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）（第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並

第五十条 総会については、商法第二百三十一条、第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで及び第二百四十七条から第二百五十二条までの規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を準用する。この場合には、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「内航海運組合法第四十五条」と、商法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（商法等の準用）

第五十五条 合併については、商法第一百一条から第一百六条まで及び第八条から第一百一十一条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ八の規定を、解散及び清算については、商法第一百六条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十九条第二項及び第三項、第三百一十一条、第四百一十七条第一項及び第二項、第四百一十八条、第四百一十九条第一項及び第三項本文、第四百二十一号から第四百二十四号まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六号から第三百三十八号まで並びに第三百三十八号ノ三の規定を、清算人については、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条、商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ三、第二百五十八号第一項、第二百五十九号（第三項を除く。）から第二百五十九号ノ三まで（監査役に係る部分を除く。）

びに第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及第五項並びに第八百五十一條並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは、「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

第七十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一六（略）

七 第二十七條第七項、第三十四條第六項（第五十五條において準用する場合を含む。）若しくは第四十九條の三（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）の規定又は第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二條第一項の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八十（略）

十一 正当な理由がないのに第三十九條（第五十八條において準用する場合を含む。）又は第四十一條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九條第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一の二 第三十四條の三第三項（第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して理事会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二 第四十一條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九條第四項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

、第二百六十條ノ二第二項及び第三項、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで（監査役に係る部分を除く。）、第二百六十一條、第二百六十五條、第二百六十七條（第二項を除く。）から第二百六十八條ノ三まで並びに第二百七十二條並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項の規定を準用する。この場合には、第三十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百六十條ノ二第二項中「前項」とあるのは「清算人会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「内航海運組合法第五十五條ニ於テ準用スル同法第三十四條第二項」と、同法第二百六十條ノ四第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第七十四條（同上）

一六（略）

七 第三十條若しくは第五十條（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四條第一項から第三項まで又は第四十一條若しくは第五十五條（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十條ノ四第一項から第三項まで若しくは同法第四百九十九條第一項の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八十（略）

十一 正当な理由がないのに第三十九條（第五十八條において準用する場合を含む。）又は第四十一條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一の二 第四十一條又は第五十五條（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十五條第三項において準用する同法第二百六十四條第二項の規定に違反して理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二 第四十一條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（第二号を除く。）の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第
三百八十九条第五項の規定による調査を妨げたとき。

十四 (略)

十五 第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第
四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十六 清算の結了を遅延させることを目的として第五十五条(第五十八条において準用する
場合を含む。)において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき
。

十七 第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第
五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第
五百一条の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十三 第四十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項の規定による調査を妨げたと
き。

十四 (略)

十五 第五十五条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して海運組合又は連合会
の財産を処分したとき。

十六 第五十五条において準用する商法第四百二十一条に規定する公告を怠り、又は虚偽の
公告をしたとき。

十七 清算の結了を遅延させることを目的として第五十五条において準用する商法第四百二
十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 第五十五条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をした
とき。

改正案

現行

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第三十九条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

2| 地方公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3| 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一―五（略）

六 第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十九条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第四十九条（同上）

一―五（略）

六 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十九条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九（略）

改正案

現行

（都市開発資金の貸付け） 第一条（略） 2（略） 3 国は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。 一（略） 二 市街地再開発事業の施行者（都市再開発法第二条第二号に規定する施行者をいう。以下この号及び次条第四項において同じ。）が、施設建築物又は施設建築敷地（同法第二条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ。）に関する権利（施行地区（同条第三号に規定する施行地区をいう。以下この号において同じ。）内に宅地（同条第五号に規定する宅地をいう。以下この号において同じ。））、借地権（同条第十一号に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。）又は権原に基づき建築物を有する者（施行者を除く。）が当該権利に対応して与えられることとなるものを除く。以下この号及び次条第四項において「施設に関する権利」という。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該施設に関する権利の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充ててするための無利子の資金の貸付け イ・ロ（略） ハ 再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。） 4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に関し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。		（都市開発資金の貸付け） 第一条（略） 2（略） 3（同上） 一（略） 二（同上） イ・ロ（略） ハ 株式会社である再開発会社の株主又は有限会社である再開発会社の社員（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。） 4（同上）	
---	--	---	--

一〇三 (略) 四 土地区画整理事業(前三号に規定する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。)の施行者(土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条及び次条第五項において同じ。)が、保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号及び次条第五項において同じ。)の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け イ・ロ 略 ハ 区画整理会社の株主(当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいい、保留地を除く。)について所有権又は借地権(同条第七項に規定する借地権をいう。)を有する者に限る。) 5 8 (略)	一〇三 (略) 四 (同上) イ・ロ (略) ハ 株式会社である区画整理会社の株主又は有限会社である区画整理会社の社員(当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいい、保留地を除く。)について所有権又は借地権(同条第七項に規定する借地権をいう。)を有する者に限る。) 5 8 (略)
---	---

改正案	現行
（解散及び清算に関する民法等の準用） 第五十四条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の解散及び清算の監督等）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。 2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。 第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。 一、四（略） 五 第五十四条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 六 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。 七・八（略）	（解散及び清算に関する民法等の準用） 第五十四条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。 （新設） （新設） 第七十一条 （同上） 一、四（略） 五 第五十四条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 六 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。 七・八（略）

改 正 案

現 行

（市街地再開発事業の施行）

第二条の二（略）

2（略）

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。

一（略）

二 公開会社（会社法（平成十七年法律第 号）第一条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地について前段に規定する者が共有持分を有しているときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地について当該者が有する宅地又は借地の地積とみなす。

4～7（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第五十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（認可の基準）

（市街地再開発事業の施行）

第二条の二（略）

2（略）

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。

一（略）

二 株式会社にあっては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、株式会社にあっては総株主の、有限会社にあっては総社員の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地について前段に規定する者が共有持分を有しているときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地について当該者が有する宅地又は借地の地積とみなす。

4～7（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七條前段並びに第三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（認可の基準）

第五十条の七 都道府県知事は、第五十条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請者が第二条の二第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。 二 五 (略)	第五十条の七 (同上) 一 申請者が第二条の二第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。 二 五 (略)
---	--

改正案

現行

（民法及び非訟事件手続法の準用等） 第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中、「前条」とあるのは、「地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十五条第一項」と読み替えるものとする。	
2 道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。	（新設） 第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條の規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中、「前条」とあるのは、「地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十五条第一項」と読み替えるものとする。
3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。	（新設） 第四十四条 （同上）
第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。	第四十四条 （同上）
一―五 （略）	一―五 （略）
六 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。	六 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
七 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。	七 第三十七条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。
八 （略）	八 （略）

改正案

現行

(登録) 第九条の七 (略) 2 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 一・二 (略) 三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者（以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ (略) 三・四 (略) (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第九条の十四 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、海上保安庁長官に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 (略)	(登録) 第九条の七 (略) 2 (同上) 一・二 (略) 三 (同上) イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ (略) 三・四 (略) (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第九条の十四 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。）を作成し、海上保安庁長官に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 (略)
---	--

改正案

現行

（許可の申請）

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一（三）（略）

四 資本金又は出資の額

五（略）

六 他に事業を行つているときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（五）（略）

（許可の基準）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 資本金又は出資の額が積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものを満たす者であること。

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たす者であること。

三 前一号に掲げるもののほか、その行おうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有する者であること。

四・五（略）

2（略）

（契約の解除）

第三十六条 積立式宅地建物販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者と積立式宅地建物販売の契約を締結した者は、当該契約を解除することができる。

一（四）（略）

五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六（略）

（許可の申請）

第四条（同上）

一（三）（略）

四 資本金又は出資の額

五（略）

六 他に事業を行なつているときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（五）（略）

（許可の基準）

第五条（同上）

一 資本金又は出資の額が積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものを満たす者であること。

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たす者であること。

三 前一号に掲げるもののほか、その行なおうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有する者であること。

四・五（略）

2（略）

（契約の解除）

第三十六条（同上）

一（四）（略）

五 破産手続開始、再生手続開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六（略）

2 (略) (改善命令) 第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営が次の各号のいずれかに該当する場合において、積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該積立式宅地建物販売業者に対し、財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 一 一事業年度の収益の額の費用の額に対する比率が国土交通省令で定める率を下つた場合 二・三 (略) 2 (略) (適用除外) 第五十四条 この法律は、次に掲げる者には、適用しない。 一 (略) 二 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第二条第一項の免許を受けて無尽業を営む無尽会社	2 (略) (改善命令) 第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該積立式宅地建物販売業者に対し、財産の状況又は積立式宅地建物販売に係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 一 一営業年度の収益の額の費用の額に対する比率が国土交通省令で定める率を下つた場合 二・三 (略) 2 (略) (適用除外) 第五十四条 (同上) 一 (略) 二 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三条第一項の免許を受けて無尽業を営む無尽会社
---	---

改 正 案

現 行

（登記）
 第六条 （略）
 2 （略）
 （削る）

（登記）
 第六条 （略）
 2 （略）

（組合と役員との関係）
 第三十一条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（新設）

（役員の任期）
 第三十二条 （略）

（役員の任期）
 第三十二条 （略）

2 （略）
 3 前二項の規定は、定款によつて、前一項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 （略）
 （新設）

（役員に欠員を生じた場合の措置）
 第三十二条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第四十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（新設）

（役員についての民法等の準用）
 第四十四条 会社法（平成十七年法律第 号）第四百三十条の規定は理事及び監事について、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第三十三条及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

（役員についての商法等の準用）
 第四十四条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第三十三条、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは、「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

（参事及び会計主任）
 第四十五条 （略）

（参事及び会計主任）
 第四十五条 （略）

2 (略)

3 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

(延期又は続行の決議)

第五十条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第五十条の三 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会についての民法及び会社法の準用)

第五十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農住組合法第三十九条」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。

(創立総会)

第六十六条 (略)

2 6 (略)

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

2 (略)

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

(新設)

(新設)

(総会についての民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条及び第二百五十二条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「農住組合法第三十九条」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農住組合法第三十九条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又は記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 商法第三百八十条(監査役に関する部分を除く。)の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

(創立総会)

第六十六条 (略)

2 6 (略)

7 第十八条(第二項を除く。)、第四十九条第一項及び第三項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条及び第二百五十二条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあ

8| 第十八条（第二項を除く。）、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の三の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に關する部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

（民法及び非訟事件手続法の準用等）

第八十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農住組合法第七十六条」と読み替えるものとする。

2| 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一（略）

十三 第八十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第八十条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第八十条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

2 （略）

るのは「農住組合法第六十六条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

（新設）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第八十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条、第三百三十五条、第三百三十五条第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農住組合法第七十六条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第九十七条 （同上）

一（略）

十三 第八十条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第八十条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第八十条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

2 （略）

改正案

現行

（株式）
第四条（略）

2（略）

3 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十八条第一項第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十八条第一項第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
4 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（指定造成事業者）
第七条の二（略）

2（略）

3 指定造成事業者は、毎事業年度の開始前に（前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4（略）

（債務保証）
第九条（略）

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（剰余金の配当の特例）

第十一条 会社は、毎事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び会社が行う事業の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、剰余金の配当を行わないものとする。

（株式）
第四条（略）

2（略）

3 会社は、新株を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（新設）

（指定造成事業者）
第七条の二（略）

2（略）

3 指定造成事業者は、毎営業年度の開始前に（前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する営業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4（略）

（債務保証）
第九条（略）

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（利益配当の特例）

第十一条 会社は、毎営業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び会社が行う事業の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、利益の配当を行わないものとする。

第十二条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎事業年度における配当することができる剰余金の金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し剰余金を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合を超えて剰余金の配当をする場合には、その割合を超えて配当することができる剰余金の金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては五の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する剰余金の配当が年百分の十の割合を超えることとなる場合は、この限りでない。

(国庫納付金)

第十三条 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金のうち政令で定める範囲のものの額が、次の各号に掲げる金額を合計した金額を超えるときは、その超える金額を毎事業年度終了後三月以内に国庫に納付するものとする。

一 第十一条の政令で定める割合で剰余金の配当をするために必要な金額に相当する金額

二 会社法第四百四十五条第四項の規定により積み立てる利益準備金の額

三 (略)

四 その他剰余金について政令で定める処分をするために必要な金額

2 (略)

(代表取締役等の選定等の決議)

第十六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(社債及び借入金)

第十八条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一

第十二条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合を超えて利益の配当をする場合には、その割合を超えて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては五の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の十の割合を超えることとなる場合は、この限りでない。

(国庫納付金)

第十三条 会社は、毎営業年度の決算において計上した利益のうち政令で定める範囲のものの額が、次の各号に掲げる金額を合計した金額を超えるときは、その超える金額を毎営業年度終了後三月以内に国庫に納付するものとする。

一 第十一条の政令で定める割合で利益の配当をするために必要な金額に相当する金額

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条の規定により積み立てる利益準備金の額

三 (略)

四 その他利益について政令で定める処分をするために必要な金額

2 (略)

(代表取締役等の選定等の決議)

第十六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十七条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(社債及び借入金)

第十八条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第四号において同じ。）を募集し、

項第五号において、「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第五号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（定款の変更等）

第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第二十一条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（協議）

第二十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 （略）

二 第四条第三項、第六条第三項（同条第一項第六号の事業に係るものに限る。）、第十七条、第十八条第一項、第十九条又は第二十条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき。

三・四 （略）

（罰則）

第二十五条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（定款の変更等）

第二十条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第二十一条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（協議）

第二十四条 （同上）

一 （略）

二 第四条第三項、第六条第三項（同条第一項第六号の事業に係るものに限る。）、第十七条、第十八条第一項、第十九条又は第二十条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき。

三・四 （略）

（罰則）

第二十五条 会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

第二十六条の二 第二十五条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第二十七条 第二十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員及び指定造成事業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第三項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。

二 第四条第四項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三・四 （略）

五 第十八条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

六 （略）

七 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 （略）

2 （略）

（新設）

第二十七条 第二十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社及び指定造成事業者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

（新設）

二・三 （略）

四 第十八条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五 （略）

六 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 （略）

2 （略）

改正案

現行

（社債及び借入金） 第十条 東京湾横断道路建設事業者は、会社法（平成十七年法律第 号）第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を引き受ける者の募集をし、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の規定は、東京湾横断道路建設事業者が、社債を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。 （罰則） 第十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。 一 三 （略） 第十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。 一 三 （略） 第十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした東日本会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。 一 二 （略）	（社債及び借入金） 第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の規定は、東京湾横断道路建設事業者が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。 （罰則） 第十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。 一 三 （略） 第十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。 一 三 （略） 第十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした東日本会社の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。 一 二 （略）
--	--

改正案

現行

（新株、社債及び借入金）

第五条 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十五条及び第二十条第二号において、「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十五条及び第二十条第二号において、「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において、「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（新株、社債及び借入金）

第五条 会社は、新株を発行し、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（新設）

（代表取締役等の選定等の決議）

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

（事業計画）

第七条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業計画）

第七条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第九条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

（定款の変更等）

第九条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(財務諸表)

第十一条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(旅客会社の経営安定基金)

第十二条 (略)

2 (略)

3 基金は、取り崩してはならない。ただし、当該会社の純資産額が資本、準備金及び基金の総額に満たなくなつた場合においてあらかじめ国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により基金を取り崩した後において当該会社の純資産額が資本、準備金及び基金の総額を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額を、基金の金額が第一項の金額に達するまで、基金に組み入れなければならない。

5・6 (略)

(財務大臣との協議)

第十五条 国土交通大臣は、第五条第一項(新株及び募集新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))を引き受ける者の募集並びに株式交換に際して行う株式及び新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))の発行に係るものを除く。)、第七条、第八条若しくは第九条(定款の変更の決議に係るものを除く。))の認可又は第十二条第三項ただし書の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十六条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第十八条 (略)

(財務諸表)

第十一条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(旅客会社の経営安定基金)

第十二条 (略)

2 (略)

3 基金は、取り崩してはならない。ただし、当該会社の純資産額が資本、準備金及び基金の総額に満たなくなつた場合においてあらかじめ国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により基金を取り崩した後において当該会社の純資産額が資本、準備金及び基金の総額を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額を、基金の金額が第一項の金額に達するまで、基金に組み入れなければならない。

5・6 (略)

(財務大臣との協議)

第十五条 国土交通大臣は、第五条第一項(新株の発行に係るものを除く。)、第七条、第八条若しくは第九条(定款の変更の決議に係るものを除く。))の認可又は第十二条第三項ただし書の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十六条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第十八条 (略)

21 前条第一項の罪は、刑法第一条の例に従つ。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三 第五条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

四・五 (略)

六 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七・八 (略)

(新設)

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五条第一項の規定に違反して、新株を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

(新設)

三・四 (略)

五 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

六・七 (略)

改正案

現行

(会計)
第二十条 (略)

(会計)
第二十条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 前項の規定により鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した場合における会社法（平成十七年法律第 号）第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び鉄道事業法第二十条第二項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を減じて得た」とする。

3 前項の規定により鉄道事業者が同項の損失及び費用に相当する額を貸借対照表の資産の部に計上した場合における商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の規定の適用については、同法第二百九十条第一項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ金額及鉄道事業法第二十条第二項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額」と、同法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額及鉄道事業法第二十条第二項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額」とする。

改正案

現行

（許可の申請）

第五条 第三条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては主務大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 三（略）

四 資本金又は出資の額

五 八（略）

2（略）

（許可の基準）

第七条 主務大臣又は都道府県知事は、第五条の規定による許可の申請をした者が次に掲げる基準（第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする者にあつては、第五号に掲げるものを除く。）に適合していると認めるときでなければ、第三条第一項の許可をしてはならない。

一 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして業務の種類ごとに政令で定める金額を満たすものであること。

二 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たすものであること。

三 六（略）

（信託会社等に関する特例）

第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。

2 6（略）

（適用の除外）

第四十六条の二 第十九条から第二十二條まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十

（許可の申請）

第五条（同上）

一 三（略）

四 資本金又は出資の額

五 八（略）

2（略）

（許可の基準）

第七条（同上）

一 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして業務の種類ごとに政令で定める金額を満たすものであること。

二 その資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たすものであること。

三 六（略）

（信託会社等に関する特例）

第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）」という。）には、適用しない。

2 6（略）

（適用の除外）

第四十六条の二 第十九条から第二十二條まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十

八条第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

八条第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

改正案

現行

(登記)
第四十四条 (略)
2 (略)
(削る)

(登記)
第四十四条 (略)
2 (略)
3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(計画整備組合と役員との関係)
第六十四条の二 計画整備組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(新設)

(役員の任期)
第六十五条 (略)
2 (略)
3 前二項の規定は、定款によって、前一項の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

(役員の任期)
第六十五条 (略)
2 (略)
(新設)

(役員に欠員を生じた場合の措置)
第六十五条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第七十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(新設)

(役員についての民法等の準用)
第七十五条 会社法（平成十七年法律第 号）第四百三十条の規定は理事及び監事について、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第六十六条及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

(役員についての商法等の準用)
第七十五条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第六十六条、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは、「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

(参事及び会計主任)
第七十六条 (略)

(参事及び会計主任)
第七十六条 (略)

2 6 (略)

7 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

(延期又は続行の決議)

第八十条の二 総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第七十条の規定は、適用しない。

(議事録)

第八十条の三 総会の議事については、国土交通省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(総会についての民法及び会社法の準用)

第八十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。) は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第八十二条 (略)

2 5 (略)

6 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。) 及び第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。) は、計画整備組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。

(創立総会)

第九十二条 (略)

2 6 (略)

7 創立総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

2 6 (略)

7 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

(新設)

(新設)

(総会についての民法及び商法の準用)

第八十一条 民法第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条及び第二百五十二条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。) は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第八十二条 (略)

2 5 (略)

6 商法第三百八十条(監査役に関する部分を除く。) の規定は、計画整備組合の出資一口の金額の減少について準用する。

(創立総会)

第九十二条 (略)

2 6 (略)

7 第五十一条(第二項を除く。)、第七十九条第二項及び第三項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百

8| 第五十一条(第二項を除く。)、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十条の三の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

(計画整備組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用等)

第四百四条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、計画整備組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二条」と読み替えるものとする。

2| 計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(施行者)

第四百十九条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。

一 (略)

二 公開会社(会社法第一条第五号に規定する公開会社をいう。)でないこと。

三 施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区

五十一条及び第二百五十二条の規定(これらの規定のうち監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第九十二条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と読み替えるものとする。

(新設)

(計画整備組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用)

第四百四条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、計画整備組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(施行者)

第四百十九条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。

一 (略)

二 株式会社にあっては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者が、株式会社にあつては総株主の、有限会社にあつては総社員の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合

域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。

4 6 (略)

(事業組合の解散及び清算についての都市再開発法等の準用等)

第六百六十四条 都市再開発法第四十六条から第四十九条までの規定、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条の規定並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六十四條第一項において準用する都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

2 事業組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(認可の基準)

第七十条 都道府県知事は、第六十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請者が第十九条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。

二 五 (略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 十二 (略)

十三 第四百四條第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第四百四條第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第四百四條第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

2 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした事業組合の理事、監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。

4 6 (略)

(事業組合の解散及び清算についての都市再開発法等の準用)

第六十四条 都市再開発法第四十六条から第四十九条までの規定、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条の規定並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六十四條第一項において準用する都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(認可の基準)

第七十条 (同上)

一 申請者が第十九条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。

二 五 (略)

第三十七条 (同上)

一 十二 (略)

十三 第四百四條において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第四百四條において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第四百四條において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

2 (略)

第三十九条 (同上)

一〇四（略）
五 第百六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十七条又は第四十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
六 第百六十四条第一項において準用する都市再開発法第四十八条の規定に違反して事業組合の残余財産を処分したとき。
七〇十（略）

一〇四（略）
五 第百六十四条において準用する都市再開発法第四十七条又は第四十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
六 第百六十四条において準用する都市再開発法第四十八条の規定に違反して事業組合の残余財産を処分したとき。
七〇十（略）

改正案

現行

（政府及び地方公共団体の出資）

第五条（略）

2・3（略）

4 指定会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十七条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一

項に規定する募集新株予約権（第二十七条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 指定会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（債務保証）

第八条（略）

2 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十三条 指定会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十四条 指定会社は、毎事業年度の開始前に（第四条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（社債及び借入金）

第十五条 指定会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法

（政府及び地方公共団体の出資）

第五条（略）

2・3（略）

4 指定会社は、新株を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（新設）

（債務保証）

第八条（略）

2 政府は、前項の規定によるほか、指定会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十三条 指定会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十四条 指定会社は、毎営業年度の開始前に（第四条第一項の規定による指定を受けた日の属する営業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（社債及び借入金）

第十五条 指定会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六

律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（定款の変更等）

第十七条 指定会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第十八条 指定会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（協議）

第二十三条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 （略）

三 第五条第四項、第六条第二項、第十四条、第十五条第一項、第十六条又は第十七条（指定会社の定款の変更の決議に係るものについては、指定会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき。

（罰則）

第二十四条 指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

十六号第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、指定会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（定款の変更等）

第十七条 指定会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第十八条 指定会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（協議）

第二十三条 （同上）

一・二 （略）

三 第五条第四項、第六条第二項、第十四条、第十五条第一項、第十六条又は第十七条（指定会社の定款の変更の決議に係るものについては、指定会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき。

（罰則）

第二十四条 指定会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

第二十五条の二 第二十四条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

21 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一条の例に従つ。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。

二 第五条第五項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三・四 （略）

五 第十五条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

六 （略）

七 第十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 （略）

（新設）

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定会社の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して、新株を発行したとき。

（新設）

二・三 （略）

四 第十五条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五 （略）

六 第十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 （略）

改 正 案

現 行

（登録基準等）

第九条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 （略）

二 登録申請者が、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築住宅の建設工事を請け負う者（以下、「住宅関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

三・四 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十八条 登録住宅性能評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（登録基準等）

第二十七条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、国土交通省令で定める。

（登録基準等）

第九条 （同上）

一 （略）

二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

三・四 （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十八条 登録住宅性能評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（登録基準等）

第二十七条 （同上）

一・二（略）

三 登録申請者が、住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関（以下この号において「住宅関連事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、住宅関連事業者等がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める住宅関連事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

四（略）

2（略）

（登録基準等）

第四十六条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一（略）

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

三・四（略）

2（略）

（登録基準等）

第六十三条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一（略）

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親法人であるこ

一・二（略）

三（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者等がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者等の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

四（略）

2（略）

（登録基準等）

第四十六条（同上）

一（略）

二（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

三・四（略）

2（略）

（登録基準等）

第六十三条（同上）

一（略）

二（同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親

と。 口 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 八（略） 三・四（略） 2（略）	会社であること。 口 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 八（略） 三・四（略） 2（略）
--	--

改 正 案	現 行
附 則 第七条 施行日の前に附則第二条第一項第一号に掲げる者が発行した社債券及び利札並びに当該社債券又は当該利札を失った者に交付するために施行日以後に同号に掲げる者が発行する社債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。	附 則 第七条 施行日の前に附則第二条第一項第一号に掲げる者が発行した債券及び利札並びに当該債券又は当該利札を失った者に交付するために施行日以後に同号に掲げる者が発行する債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

改 正 案

現 行

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）
第二十九条 （同上）

一 （略）

二 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（次号及び第七十一条第一項第一号において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社に限る。）に対する出資又は認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下「認定建築物等」という。）を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社若しくは特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）に対する出資又は当該株式会社等若しくは特定目的会社が発行する社債の取得

ハ ホ （略）

三 次に掲げる債務を保証すること。ただし、認定事業者が認定事業として施行する公共施設等の整備に要する費用の額に相当する額の範囲内に限る。

イ （略）

ロ 認定事業者からの認定建築物等の取得に要する費用に充てるため、前号ロに規定する株式会社若しくは特定目的会社が行う資金の借入れ又は当該株式会社若しくは特定目的会社が行う社債の発行に係る債務

四・五 （略）

2・3 （略）

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務）

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うこと

一 （略）
二 （同上）

イ 認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は有限会社に限る。）に対する出資又は認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社に限る。）が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下「認定建築物等」という。）を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社若しくは特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）に対する出資又は当該株式会社若しくは特定目的会社が発行する社債の取得

ハ ホ （略）

三 （同上）

イ （略）

ロ 認定事業者からの認定建築物等の取得に要する費用に充てるため、前号ロに規定する株式会社、有限会社若しくは特定目的会社が行う資金の借入れ又は当該株式会社若しくは特定目的会社が行う社債の発行に係る債務

四・五 （略）

2・3 （略）

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務）

第七十一条 （同上）

ができる。 一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。 イ 認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社に限る。）に対する出資 ロ 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定整備建築物等」という。）を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社又は特定目的会社に対する出資 ハ 水（略） ニ・三（略） 2・3（略）	一（同上） イ 認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社又は有限会社に限る。）に対する出資 ロ 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備される建築物及びその敷地（以下この号において「認定整備建築物等」という。）を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社又は特定目的会社に対する出資 ハ 水（略） ニ・三（略） 2・3（略）
--	---

改正案	現行
（民法及び非訟事件手続法の準用等） 第四十三條 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十條まで及び第八十二條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項及び第三十六條から第四十條までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九條」と読み替えるものとする。 2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。	（民法及び非訟事件手続法の準用） 第四十三條 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條、第七十八條から第八十條まで及び第八十二條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條前段並びに第百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九條」と読み替えるものとする。 （新設） （新設）

改 正 案

現 行

（株式）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十六条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十六条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第七条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第八条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十二条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

（新株発行）

第四条 会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第七条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第八条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十二条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)	2 (略)
第十四条 (略) 2 前条第一項の罪は、刑法第一条の例に従つ。	第十四条 (略) (新設)
第十五条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	第十五条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。 一 第四条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行したとき。 二 第四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。 三 (略) 四 第八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。 五 (略)	第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。 一 第四条第一項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。 二 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。 三 (略) 四 第八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。 五 (略)

改 正 案	現 行
（長期借入金及び都市再生債券） 第三十四条（略） 2）5（略） 6 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略） 附 則 （業務の特例） 第十二条（略） 2）9（略） 10 機構は、第十七条第一項に規定するもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社又は特定目的会社に対する出資をすることができる。 11）18（略）	（長期借入金及び都市再生債券） 第三十四条（略） 2）5（略） 6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 7（略） 附 則 （業務の特例） 第十二条（略） 2）9（略） 10 機構は、第十七条第一項に規定するもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、<u>有限会社</u>又は特定目的会社に対する出資をすることができる。 11）18（略）

改正案

現行

（新株、社債及び借入金）

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二條第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（第二十二條第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六條に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債等の振替に関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（新株、社債及び借入金）

第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社が、社債を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

2 前項本文の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 会社は、第一項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十一条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業計画）

第十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第十三条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（定款の変更等）

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第十四条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(協議)

第十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第五条第二項、第九条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二十条 (略)

2 前条第一項の罪は、刑法第一条の例による。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第九条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三 第九条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四・五 (略)

六 第十四条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、

(財務諸表)

第十四条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(協議)

第十七条 (同上)

一 (略)

二 第五条第二項、第九条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

第十八条 会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二十条 (略)

(新設)

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第九条第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第九条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四・五 (略)

六 第十四条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、

又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。 七（略） 附則 （債務保証） 第十五条（略） 2 政府は、前項の規定によるもののほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。	又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。 七（略） 附則 （債務保証） 第十五条（略） 2 政府は、前項の規定によるもののほか、会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。
--	--

改正案	現行
（船級協会の審査及び検査） 第二十条（略） 2 } 4（略） 5 国土交通大臣は、第一項の規定により登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 一・二（略） 三 登録申請者が、船舶の所有者又は船舶若しくは船舶警報通報装置等の製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ（略） 四（略） 6・7（略）	（船級協会の審査及び検査） 第二十条（略） 2 } 4（略） 5（同上） 一・二（略） 三（同上） イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ（略） 四（略） 6・7（略）

改正案

現行

（株式）

第三条（略）

2 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二條第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（第二十二條第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第三条（略）

2 会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3 会社は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4（略）

4（略）

（代表取締役等の選定等の決議）

（代表取締役等の選定等の決議）

第九条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

（事業計画）

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十条 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（社債及び借入金）

（社債及び借入金）

第十一条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第六号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第六号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第十一条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第六号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債を発行し、当該社債の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用し

2 前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

ない。

(定款の変更等)

第十三条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会計の整理等)

第十四条 会社は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 (略)

3 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、第一項に規定する財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十七条 国土交通大臣は、第三条第二項、第十条、第十一条第一項、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二十条 (略)

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執

(定款の変更等)

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会計の整理等)

第十四条 会社は、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 (略)

3 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、第一項に規定する財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十七条 国土交通大臣は、第三条第二項、第十条、第十一条第一項、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十八条 会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二十条 (略)

(新設)

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百

行役、会計参与若しくはその職務を行つべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。 一 第三条第二項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。 二 第三条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。 三 五 (略) 六 第十一条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。 七 十 (略) 附 則 (債務保証) 第三条 (略) 2 前項の規定によるほか、政府は、政令で定める会社が同項の保証契約に係る社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務(外貨で支払われるものに限る。)について、保証契約をすることができる。	万円以下の過料に処する。 一 第三条第二項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。 二 第三条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。 三 五 (略) 六 第十一条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。 七 十 (略) 附 則 (債務保証) 第三条 (略) 2 前項の規定によるほか、政府は、政令で定める会社が同項の保証契約に係る債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務(外貨で支払われるものに限る。)について、保証契約をすることができる。
---	---

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第 号） 改 正 案	現 行
（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等） 第十九条 （略） 2 } 7 （略） 8 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第二項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 9 （略） 附 則 （沖縄振興開発金融公庫法の一部改正） 第四十条 沖縄振興開発金融公庫法の一部を次のように改正する。 （略） （削る） （略）	（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等） 第十九条 （略） 2 } 7 （略） 8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 9 （略） 附 則 （沖縄振興開発金融公庫法の一部改正） 第四十条 （同上） （略） 第二十七条第八項中「商法」の下に、「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。 （略）

改正案

現行

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第三十条第一項」と読み替えるものとする。

2| センターの解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一七七（略）

八 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十一（略）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第三十条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第三十八条 （同上）

一七七（略）

八 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十一（略）

改正案

現行

（登録機関） 第二十三条（略） 2・3（略） 4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に必要の手続は、環境省令で定める。 一（略） 二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者（口において「動植物譲渡業者等」という。）がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。 ロ（略） 5・7（略） （登録機関の遵守事項等） 第二十四条（略） 2・4（略） 5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 6・10（略） （認定機関） 第三十三条の八（略） 2・3（略） 4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をし	（登録機関） 第二十三条（略） 2・3（略） 4（同上） 一（略） 二（同上） イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者（口において「動植物譲渡業者等」という。）がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。）であること。 ロ（略） 5・7（略） （登録機関の遵守事項等） 第二十四条（略） 2・4（略） 5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに<u>営業報告書又は事業報告書</u>（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 6・10（略） （認定機関） 第三十三条の八（略） 2・3（略） 4（同上）
--	--

なければならない。この場合において、機関登録に必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。 一 (略) 二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親法人であること。 ロ (略) 5・6 (略)	一 (略) 二 (同上) イ 機関登録申請者が株式会社又は有^レ限会社である場合にあつては、特定国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親会社であること。 ロ (略) 5・6 (略)
---	---

改 正 案	現 行
附 則 第八条（略） 2 } 4（略） 5 会社法（平成十七年法律第 号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券会社について準用する。 6（略）	附 則 第八条（略） 2 } 4（略） 5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券会社について準用する。 6（略）

改正案

現行

（株式）
第四条（略）

（株式）
第四条（略）

2 会社は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十条第二号において「新株」という。）を引き受ける者の募集をしようとするときは又は同法第七百六十八条第一項第二号イに規定する株式（会社が有する自己の株式を除く。第二十条第二号において「株式交換株式」という。）を交付しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十条第二号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするときは又は同法第七百六十八条第一項第二号ハに規定する新株予約権（会社が有する自己の新株予約権を除く。第二十条第二号において「株式交換新株予約権」という。）若しくは同号ニに規定する新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。第二十条第二号において「株式交換新株予約権付社債」という。）を交付しようとするときも、同様とする。

2 会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した場合においては、当該株式を発行した後、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

（代表取締役等の選定等の決議）

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

（事業計画）

第八条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

（定款の変更等）

第十条 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

（財務諸表）

第十一条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十五条 環境大臣は、第一条第二項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十六条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十八条 (略)

21 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従つ。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第二項の規定に違反して、新株を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換株式を交付したとき、又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換新株予約権若しくは株式交換新株予約権付社債を交付したとき。

三 第四条第三項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四(七 (略)

八 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

九 (略)

第十一条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(財務大臣との協議)

第十五条 環境大臣は、第一条第二項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十六条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第十八条 (略)

(新設)

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第四条第二項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。

三 第四条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

四(七 (略)

八 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

九 (略)

改正案

現行

（登録検査機関） 第十八条（略） 2（略） 3 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。 一・二（略） 三 登録申請者が、業として遺伝子組換え生物等の使用等をし、又は遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供している者（以下この号において「遺伝子組換え生物使用者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、遺伝子組換え生物使用者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員（過去二年間にその遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ（略） 4（略） （遵守事項等） 第十九条（略） 2 4（略） 5 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 6 8（略）	（登録検査機関） 第十八条（略） 2（略） 3（同上） 一・二（略） 三（同上） イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、遺伝子組換え生物使用者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員（過去二年間にその遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ（略） 4（略） （遵守事項等） 第十九条（略） 2 4（略） 5 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに<u>営業報告書又は事業報告書</u>（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 6 8（略）
---	--

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）		
改 正 案		現 行
（環境報告書の公表等） 第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、<u>毎事業年度</u>、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。 2 （略）		（環境報告書の公表等） 第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、<u>事業年度又は営業年度ごとに</u>、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。 2 （略）

改 正 案

現 行

（登録特定原動機検査機関）

第十九条 （略）

2・3 （略）

4 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、主務省令で定める。

一 （略）

二 登録申請者が、特定原動機製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定原動機製作等事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

5・6 （略）

（遵守事項等）

第二十一条 （略）

2・4 （略）

5 登録特定原動機検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業場に備えて置かなければならない。

6
10 （略）

（登録特定特殊自動車検査機関）

（登録特定原動機検査機関）

第十九条 （略）

2・3 （略）

4 （同上）

一 （略）

二 （同上）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定原動機製作等事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

5・6 （略）

（遵守事項等）

第二十一条 （略）

2・4 （略）

5 登録特定原動機検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業場に備えて置かなければならない。

6
10 （略）

（登録特定特殊自動車検査機関）

第二十六条（略） 2 主務大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。 一・二 （略） 三 登録申請者が、特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定特殊自動車製作等事業者がその親法人であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ （略） 5・6 （略）	第二十六条（略） 2 （同上） 一・二 （略） 三 （同上） イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定特殊自動車製作等事業者がその親会社であること。 ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める特定原動機製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定原動機製作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ （略） 5・6 （略）
---	---